

東京 2020 参画プログラム ガイドライン
-東京 2020 教育プログラム 学校編 -
(2016 年度版)

2016年10月

公益財団法人
東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

オリンピック・パラリンピックにおける教育プログラムとは

オリンピック憲章では、「オリンピズムは肉体と精神のすべての資質を高め、バランスよく結合させる生き方の哲学である。オリンピズムは、スポーツを文化、教育と融合させ、生き方の創造を探究するものである。その生き方は、努力する喜び、良い模範であることの教育的価値、社会的な責任、さらに普遍的で根本的な倫理規範の尊重を基盤とする。」と、スポーツや文化とともに教育の重要性が述べられている。

2012年のロンドン大会においては、イギリス全土の学校の大部分がロンドン大会の教育プログラムに参加し、様々なスポーツ競技や文化事業と関わりあいながら、4年間に渡って、教育プログラムが展開された。

東京大会においても、政府や自治体、スポンサー企業、大学等と連携・協働し、若い世代を鼓舞する取組を一体となって継続的に行う「東京 2020 教育プログラム」(愛称:「ようい、ドン!」)を展開していく。

東京 2020 教育プログラムについて

<目的>

オリンピックの3つの価値(卓越、友情、敬意/尊重)やパラリンピックの4つの価値(勇氣、決断、平等、鼓舞)、東京 2020 大会ビジョン(全員が自己ベスト、多様性と調和、未来への継承)に基づいたプログラムを全国で展開し、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを加速させるとともに、次代を担う若者にかげがえのない経験を提供する。

<基本的な考え方>

残すべき3つのレガシー

レガシー①：オリンピック・パラリンピックやスポーツの価値の理解

- ・ チャレンジや努力を尊ぶ態度、ルールへの尊重やフェアプレーの精神など、様々な価値を学び、将来に向けて自信と勇氣を持った人材が育っている

レガシー②：多様性に関する理解

- ・ 障がい者等への理解を通じ、共生社会の実現を担う人材が育っている
- ・ 海外の文化や社会に関する理解を通じて、日本人としての自覚と誇りを持ち、社会で活躍する人材が育っている

レガシー③：主体的・積極的な参画

- ・ 東京 2020 大会までの活躍の経験を通じて、将来の国際社会や地域社会での活動に、主体的、積極的に参画できる人材が育っている

<プログラム開始時期>

平成 28 年 10 月 1 日

東京 2020 参画プログラムガイドライン -東京 2020 教育プログラム 学校編- (2016 年度版)

1 目的

このガイドラインは、公益財団法人 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、「東京 2020 組織委員会」という。）が行う東京 2020 教育プログラム（愛称：「ようい、ドン！」）のうち、オリンピック・パラリンピック教育に取り組む学校を、東京 2020 オリンピック・パラリンピック教育実施校（愛称：「ようい、ドン！スクール」）として、その教育事業を認証するための手続きを説明するものである。

全国の教育委員会や学校等と連携し、東京 2020 オリンピック・パラリンピック教育事業が全国に広がり、児童生徒がオリンピック・パラリンピック、スポーツの価値を学習する機会や、多様な国や文化に触れる機会、アスリートと交流できる機会等を促進し、2020 年やその先に向けた、次代を担う人材を育成することを目指す。

2 認証の対象

■平成 28 年 10 月から

- ・東京都、東京都区市町村に所在する学校^{※1}が実施する事業
- ・競技会場都市の道県^{※2}・政令市^{※3}・市町村に所在する学校^{※1}が実施する事業
- ・文部科学省から推薦があった学校^{※1}が実施する事業

■平成 29 年 4 月から

- ・全都道府県に所在する学校^{※1}が実施する事業

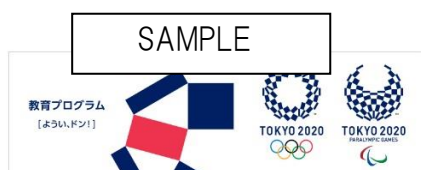
※1 学校： 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校。
国立・公立・私立は問いません。

※2 道県： 北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、静岡県

※3 政令市： 札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、静岡市、浜松市

3 事業の認証を受けた学校が実施可能な事項

1. 事業の認証を受けた学校は、当該事業の告知・実施・報告活動において、事業の肩書として以下のマークを使用することができる。ただし、教育現場（「教育現場」の範囲については、別添「マーク等取扱い基準」を参照）での使用を超えて、不特定多数の人々に向けて使用する際は、後記 5 記載の手続に従って、当該マークを使用する製作物等のイメージを事前に申請の上、承認を受けることを条件とする。



2. 事業の認証を受けた学校は、当該事業の告知・実施・報告活動において、事業の肩書として、以下の用語（以下、上記3 1. 記載のマークと併せて、「マーク等」と言う。）を使用することができる。ただし、教育現場での使用を超えて、不特定多数の人々に向けて使用する際は、後記5記載の手続に従って、当該用語を使用する製作物等のイメージを事前に申請の上、承認を受けることとする。

・東京 2020 オリンピック・パラリンピック教育実施校
 （英語：Tokyo 2020 Olympic and Paralympic Education School）

〔 愛称 日本語：「ようい、ドン！スクール」
 英語 ：“Yoi, Don ! School”, “You・I・Don! School” 〕

3. 東京 2020 教育プログラム（ようい、ドン！）では、本ガイドラインに基づき、上記2記載の学校が実施する事業を認証することを予定しているが、別途、東京 2020 参画プログラムとして、スポンサー企業、大学、非営利団体等が開発する教育プログラムを、東京 2020 組織委員会が審査・認証することを予定している。この場合において、東京 2020 教育プログラムとして事業の認証を受けた学校は、これらのスポンサー企業、大学、非営利団体等による教育プログラムの受け入れ対象校となり、別途東京 2020 組織委員会が定めるところにより、当該スポンサー企業、大学、非営利団体と協力して当該教育プログラムを実施する場合がある。

4 認証の基本方針

1. 審査の基準

ようい、ドン！スクールの事業認証にあたっては、以下の基準により、申請を行った学校の事業を総合的に審査する。

- (1) 「東京 2020 教育プログラムについて」に記載する目的及び基本的な考え方（本ガイドライン2 ページ参照）に基づいて、オリンピックの価値・パラリンピックの価値を学習している。
- (2) 東京 2020 組織委員会が作成する又は認める学習教材に基づく授業や、学校行事・体験活動等を通じ、オリンピックの価値・パラリンピックの価値について学習できる機会が、学校の年間指導計画に盛り込まれており、計画的に取組みを実施している（学習教材については、平成 29 年 4 月に、東京 2020 組織委員会の教育ウェブサイトに掲載予定）。
- (3) 学校全体で取組みを行い、様々な教科や教育活動を通じて総合的に学習を行っている。

（授業・学校行事等の実践例）

生活	オリンピック・パラリンピックを支えるボランティアの仕事を調べ体験し、地域で働く人々とつながりを持つ。
音楽	過去の大会の開会式や表彰式における各国の国歌を鑑賞し、日本と世界の音楽に親しむ。
道徳	オリンピック・パラリンピックの価値について考え、差別をなくし公平な態度や心情を養

	う。
外国語活動	地域の良さや特徴を伝える実践を通じて、外国語に対する興味・関心を育てる。
国際交流	世界の国々の文化や歴史を学んだり、交流を図る（例： 学校単位で応援する国を一つ決め、相手国の歴史、文化、言葉を学んだり、交流を図る「一校一国運動」等）。
学校間のスポーツ交流	障害のある生徒と障害のない生徒によるスポーツ交流において、お互いが共に楽しむことができるスポーツを行う。

なお、学校の宣伝等を主とするものや、特定の宗教的又は政治的な宣伝・主張を目的とするものは認証の対象外とする。

2. 認証する期間

平成 28 年 10 月 1 日から 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会終了まで（本ガイドラインは原則として毎年度 4 月に改定予定。年度中は随時申請を受け付ける）

5 認証手続き

(1) 申請の流れ

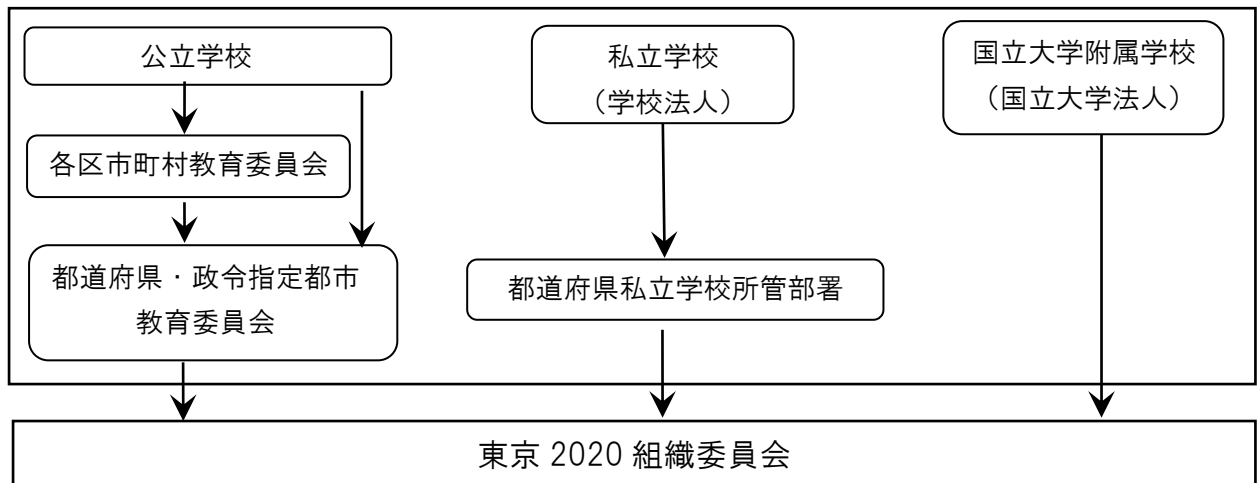
1) 申請フロー

申請の流れについては、以下のとおり。

【公立学校】 都道府県・政令指定都市教育委員会（以下、「管轄教育委員会」と言う。）が申請者として、各学校の事業に関する申請書類及び添付書類（以下、「申請書一式」と言う。）を東京 2020 組織委員会に提出する。

【私立学校】 各学校法人が申請者として、都道府県私立学校所管部署に申請書一式を提出し、私立学校所管部署が各学校の事業に関する申請書一式を東京 2020 組織委員会に提出する。

【国立大学附属学校】 各国立大学法人が申請者として、直接、東京 2020 組織委員会に申請書一式を提出する。

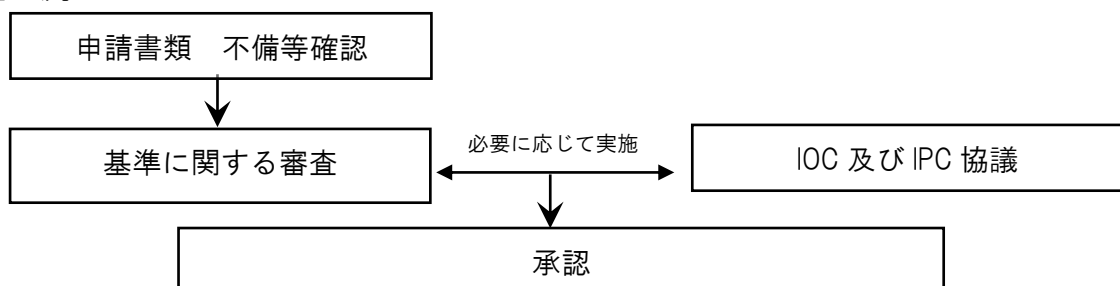


2) 審査プロセス

提出された申請書一式を東京 2020 組織委員会において精査し、承認する。

なお、IOC（国際オリンピック委員会）もしくはIPC（国際パラリンピック委員会）が情報を必要とした場合や東京 2020 組織委員会の審査プロセスにおいて疑義が生じた場合、IOC 及び IPC に確認する場合がある。また内容等に疑義が生じた場合、申請者に確認・差戻し等を行う。

<審査の流れ>



3) 認証に関する通知・連絡

東京 2020 組織委員会は、採否に関わらず、提出書類に基づき、申請書一式を提出した者に対し、メールで通知するものとする。なお、審査過程における疑義等の照会・確認等に係る東京 2020 組織委員会からの連絡は電話及びメールで行うものとする。

(2) 提出書類

提出資料は、全て電子媒体（Microsoft Word・Excel・Powerpoint、PDF・JPEG 形式等。なお、元の様式が Excel の場合、PDF 形式等に変換はせず、そのままのファイルで提出のこと。）で、メールでの提出を基本とするが、それが難しい場合は郵送でも可とする（郵送先は、後記 7. その他を参照のこと）。

1) 申請時

①必要書類

下記の申請書一式を、上記 5 (1) 1) に従って、管轄教育委員会もしくは都道府県私立学校所管部署を通じて東京 2020 組織委員会に、又は直接東京 2020 組織委員会に申請すること。

ア. 申請書類

- ・東京 2020 教育プログラム申請書（以下「プログラム申請書」と言う。）
- ・マーク等の使用に関する確認書^{※1}
- ・マーク等使用申請書^{※2}

※¹ 公立学校については、学校の設置者である地方公共団体か教育委員会、もしくは管轄教育委員会が捺印したものを、管轄教育委員会が東京 2020 組織委員会に提出する。私立学校の場合は、各学校法人が捺印したものを、都道府県私立学校所管部署が全てとりまとめて東京 2020 組織委員会に提出する。国立学校の場合は、各国立大学法人が捺印したものを、組織委員会に直接提出する。また、捺印は原則、代表者印とする。

※² マーク等を記載する製作物等のイメージその他マーク等の記載方法がわかる資料を添付すること。プログラム申請書と提出時期が分かれても可とするが、その場合は、マーク付与が必要なタイミングから 2 週間前までに提出すること。

イ. 添付書類

- ・各学校におけるプログラムの内容がわかる概要資料^{※3}
※³ 市内の学校全てで、教育委員会が示したプログラムを展開する場合など、複数の学校で取組が重複する場合には、教育委員会がまとめて提出して構わない。
- ・公立学校の場合、管轄教育委員会は、別紙 1 の「参加校一覧」を添付。

②書類提出先（メール提出）

公益財団法人 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
企画財務局アクション&レガシー部
E-mail: education@tokyo2020.jp（申請専用アドレス）

③留意事項

- ・上記に掲げる申請書一式は、マーク等使用申請書を除き、全て揃えて提出すること
なお、マーク使用申請書を追って提出する場合には、後記 2) に従って提出すること

- ・ 審査の段階で補足資料等を東京 2020 組織委員会が求めた場合は、遅滞なくこれを提出すること
- ・ IOC もしくは IPC 協議が必要になった場合、申請書類を英訳して提出すること
- ・ 提出された書類及び資料は返却しないため、必ず控えを取ること
- ・ 申請書等を提出後、活動内容に大きな変更が生じることのないよう、内容については十分検討の上、具体的に記入すること
- ・ 事業の中止及び内容の変更が生じた場合には、速やかに通知すること

2) マーク使用申請時

公立・私立・国立学校・その他申請者は、教育現場の外の不特定多数に向けてマーク等を使用する場合、マークの使用予定の日の 2 週間前までに、直接、下記メールアドレスに提出すること。

①必要書類

- ・ マーク等使用申請書※⁴
- ・ 添付書類※⁵

※⁴ プログラム申請書の提出と同時にマーク等使用申請書を提出しなかった場合には、この段階で提出すること。

※⁵ マーク等を記載する製作物等のイメージその他マーク等の記載方法がわかる資料を添付すること。

②書類提出先（メール提出）

公益財団法人 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
企画財務局アクション&レガシー部
E-mail: education@tokyo2020.jp（申請専用アドレス）

3) 実績報告時

管轄教育委員会又は学校は、年度終了後 2 か月以内に、所定の様式による実績報告書を提出しなければならない。東京 2020 組織委員会は、実績報告書等に基づき、東京 2020 組織委員会ウェブサイトにて概要を公表する。

なお、年度の途中でプログラムを終了した場合においても、プログラム終了後、同様の対応を行うこととする。

【公立学校】管轄教育委員会が、組織委員会に提出。

【私立学校】各学校法人が都道府県私立所管部署を通じて、組織委員会に提出。

【国立学校】各国立大学法人が、組織委員会に提出。

① 必要書類

- ・ 実績報告書
- ・ 取組内容を示す写真データ（私立・国立学校は、最低 1 枚、最大 3 枚まで。公立学校をとりまとめる管轄教育委員会においては、可能な範囲内で構わない。東京 2020 組織委員会ウェブサイトにて掲載予定のため、肖像権、著作権に問題の無いもの。JPEG・PNG 形式のいずれかで、画像サイズ等がウェブ使用に際して支障がないこと）。

②書類提出先（メール提出）

4) 変更時

認証を受けた後、実施期間中に変更が生じた場合（学校名称の変更、窓口となる担当者の変更、申請者が教育委員会においては公立学校の追加等）、上記5（1）1）に従って、管轄教育委員会もしくは都道府県私立学校所管部署を通じて東京 2020 組織委員会に、又は直接東京 2020 組織委員会に「東京 2020 教育プログラム 変更届」を提出すること。

6 留意事項等

(1) 留意事項

- ① 事業の認証を受ける場合には、設置者である地方公共団体もしくは管轄教育委員会（公立学校）、学校法人（私立学校）、国立大学法人（国立学校）（以下、各学校を含み、「主催者等」と総称する。）は、本活動実施にあたり、別添「マーク等の使用に関する確認書」に記載の条件を遵守することを誓約しなければならない。
- ② 主催者等は、マーク等を使用する際には、別途東京 2020 組織委員会が定める「マーク等取扱い基準」に従うものとする。
- ③ 東京 2020 組織委員会は、認証事業が、本ガイドラインその他関係規則（以下「本ガイドライン等」という。）に反することがないように、必要に応じて主催者等に、指導・助言を行うことができる。また、認証後に、主催者等が、本ガイドライン等が定める禁止事項に抵触し、または東京 2020 組織委員会の指示に違反するなど、東京 2020 組織委員会において認証事業の実施が不適当と認める場合には、東京 2020 組織委員会は、その裁量により、認証およびマーク等の使用許諾の全部又は一部をいつでも解除することができる。この場合には、当該主催者等は、組織委員会の指示に従って、上記「3 事業認証を受けた学校が実施可能な事項」に記載の各行為を直ちに中止しなければならない。
- ④ 東京 2020 組織委員会は、必要に応じて、本ガイドライン等を改訂できるものとし、認証事業の主催者等が改訂後のガイドライン等が公表された後に認証事業を実施した場合には、改訂後のガイドライン等に同意したものとみなす。

(2) 情報の公開

東京 2020 組織委員会は、事業の認証を受けた学校について、学校の名称や問合せ先、活動概要等の情報を、申請書類、実施報告の範囲内で匿名化等の改変をして、東京 2020 組織委員会ウェブサイト等の広報資料で公表する。その際、本活動に付随する権利（肖像権、著作権等）の処理等は申請者（主催者等）の責任において実施するものとする。また、東京 2020 組織委員会は、事業概要等について、審査や事後評価等のため外部有識者に提供することがありえる。

(3) 個人情報の取扱

申請書に記載された個人情報は、東京 2020 組織委員会のプライバシーポリシーに関する規定に則り、適正に管理する。

7 その他

東京 2020 教育プログラムに関する問い合わせ先は以下のとおり。

Tel: 0570-00-6620 (コールセンター)